



# 名あて人の変更をきっかけに 改善に向け進展した事例

紀勢地区広域消防組合消防本部予防課 永倉一人

## 地域の概要

紀勢地区広域消防組合消防本部は、南北に細長い三重県の中南部に位置している。

管内北西側の奈良県境付近には1,000m級の山々が林立し、南東側は紺碧の太平洋に面する豊かな自然に囲まれた地域である。

中でも奈良県境一帯の台高山脈は、近畿の屋根と称され、国立公園にも指定されており、ここを源流とした一級河川・宮川は、幾度となく国土交通省が選ぶ清流日本一に選出されている。

また、この台高山脈付近は、年間平均降水量が約5,000mm超という日本屈指の多雨地帯としても有名である。

一方、南東側の太平洋沿岸は、典型的なリアス海岸地帯で、美しいながらも複雑な海岸線を織り

成し、これに黒潮の恩恵も加わって、多種多様な魚類が棲息する豊かな漁場となっている。

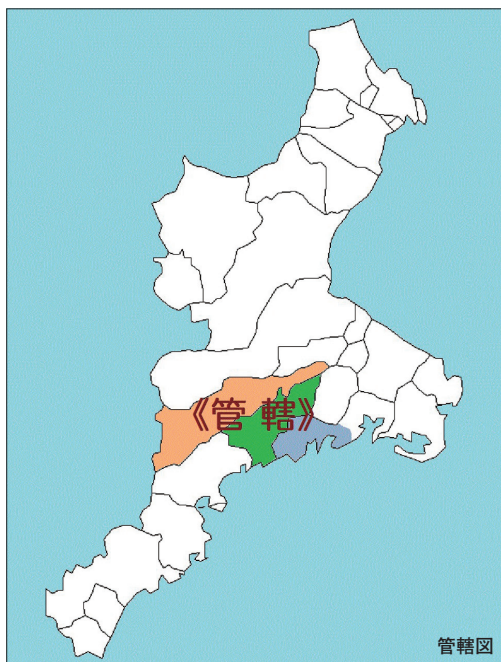
## 組織の概要

平成8年に4町2村を管轄区域として発足し、その後の合併により現在は3町を管轄している。

面積が約730km<sup>2</sup>、人口が約27,000人の管轄区域に、1本部、1署、2分署、1出張所を置き、91名の職員を配置している。

予防業務は、予防課員5名で行っており、査察については対象件数も多いことから、署の協力を得ながら実施している。

また、救急業務は、重症患者受け入れ可能な基幹病院までの搬送に約1時間を要することから、近年はドクターヘリによる搬送事案も増加している。



管轄図

## 事例概要

国立公園内にある山小屋の違反について、継続的な指導を行ったにもかかわらず、長期間改善されない不備事項があった。

しかしながら、名あて人の見直しを行い、新たな名あて人に指導を行うことにより、改善に向け進展した事例である。

## 防火対象物の概要

### (1)所有者及び管理者

所有者：A企業

管理者：B氏（所有者から施設を賃借し、運営主体は個人）



清流宮川

### (2)用途・構造・規模

(5)項イ 山小屋（簡易宿泊所）

木造、地上2階・地下1階

延べ面積：970㎡ 収容人員：212名

### (3)消防用設備等

消火器（10型20本）、屋内消火栓設備（高架水槽方式）

### (4)対象物の位置等

山小屋は、直近の消防署から車で約1時間、さらに登山道を徒歩で約3時間を要する国立公園内に位置している。

このような状況から、山小屋には常用電力及び通信施設が整備されておらず、現状で設置されている蓄電池設備だけでは電力を要する消防用設備等の設置が不可能である。

なお、これらを設置しようとする、大掛かりな発電設備等が必要となるが、自然公園法の制約を受けるため非常に困難である。

### (5)その他

平成16年に発生した豪雨災害の影響で登山道が閉鎖されたことにより、平成24年4月末まで休業していた。

## 消防法令違反の概要

○防火管理者未選任、消防計画未作成

○消防用設備等未設置

誘導灯、自動火災報知設備、非常警報設備

※火災通報装置（500㎡）は、消防機関から遠隔地であること、通信施設未整備等から、設置は要しないと判断している。



平成16年の豪雨災害



## 違反是正

- 屋内消火栓設備の技術基準不適合  
高架水槽の落差(約5.0m)  
放水圧力(0.05MPa)、放水量等

### 指導経過

平成10年4月、立入検査を実施。防火管理者未選任、消防用設備等未設置の消防法令違反が認められ、査察結果通知書を交付した。

この時点において、A企業の存在は認識しておらず、山小屋の所有者は、この小屋の代表者であるB氏と認識していたため、名あて人をB氏としていた。

同12年4月、再度立入検査を実施するも、前回の指摘事項は改善されてはいなかった。また、新たに屋内消火栓設備技術基準違反を確認し、査察結果通知書を交付した。

同13年9月、立入検査を実施。不備事項の改善は見られなかった。

同24年4月、同16年の豪雨災害により登山道が閉鎖され、山小屋は休業となったため、営業再開を機に立入検査を実施した。

その際、これまで所有者としていたB氏は管理者であり、事実上の所有者はA企業であることが判明し、通知書の名あて人を所有者であるA企業

に改めたところ、A企業より連絡が入り、早急に改善するとの意思が示された。

そして、間もなく防火管理者が選任され、不備事項についての改善計画書も提出されることとなった。

同年9月、計画書に沿って、高輝度蓄光式誘導標識及び特定小規模施設用自動火災報知設備が設置され、その他の不備事項についても順次改善中である。

### 〈改善計画書の内容〉

本来の消防用設備等を設置するには、常用電力の整備に長い時間を要する。

このため、当面の対策として、利用者等の避難を最優先とするよう指導した結果、早期に高輝度蓄光式誘導標識及び特定小規模施設用自動火災報知設備を要所に設置し、常用電力確保後段階的に、誘導灯、自動火災報知設備、パッケージ型消火設備等を設置する旨の改善計画書が提出された。

### 是正指導の問題点と考察

#### (1)問題点

○防火管理者未選任を指摘し、当消防本部の防火管理者講習を受講してもらったが、その後の指導が不足していたため、長期にわたり未選任状態が



山小屋



リアス海岸

続いてしまった。

講習会を受講したということは、関係者に少なからず是正の意志があったはずであるのに、その後の追跡指導が不足していたため是正できなかった。

○名あて人をA企業とすべきところを、全容の把握ができていなかったことにより、B氏としてしまい、改善へと進まなかった。

## (2)考察

○不備を指摘した直後は、関係者の改善意識も高いと考えられることから、できるだけ早い段階で追跡指導を行うことが肝要である。

履行期限は関係者だけでなく、消防側にも次の立入検査を行うために与えられたカウントダウン



感知器

であるとも言える。

○設備などのハード面の整備については、処分権をもつ所有者に責任があることから、名あて人は所有者とすることが妥当である。

しかしながら、通常、立入検査の立会い者は、所有者ではなく管理者や占有者である場合が多いことから、不備を指摘する時は、その後の違反処理も見据えて、名あて人の選定には慎重を期する必要がある。

○設備面(ハード面)の整備は、費用などの問題から改善には時間を要することが多いが、防火管理面(ソフト面)については、比較的短期間での改善が期待できると考えられるため、まずは改善できる部分から改善させるべきである。

## まとめ

本事例が改善に向けて進展した要因は、違反に対する所有者の企業コンプライアンス意識の高さや、同業種である広島県のホテル火災の発生等が挙げられるが、最大の要因は、違反是正事例発表会や違反是正事例研究会で得られた是正のノウハウを活かし、名あて人を変更したところにある。

しかし、本事案をここまで長期化させてしまったことは大いに反省しなければならず、もし、この間に山小屋で火災等が発生したならば、関係者の損失は膨大なものになっていたであろう。

このことから、今回の事例をきっかけとし、これまでの指導方針を見直すと同時に、違反是正に関する知識のさらなる向上や意識の改善等を図り、迅速かつ効率的な指導体制を確立していきたい。



七ツ釜滝